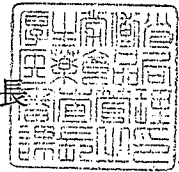


薬食審査発第 0325003 号  
平成 17 年 3 月 25 日

各都道府県衛生主管部（局）長 殿

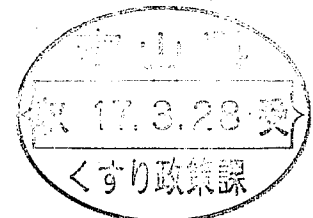
厚生労働省医薬食品局審査管理課長



改正薬事法の施行に伴う T S E 資料の取扱いについて

平成 13 年 10 月 2 日付医薬発第 1069 号医薬局長通知「ウシ等由来物を原料として製造される医薬品、医療用具等の品質及び安全性確保の強化について」記の 2 の (1) の②に規定する条件を満たすことを証明する書類（以下「T S E 資料」という。）については、平成 15 年 8 月 1 日付薬食審査発第 801001 号薬食安発第 0801001 号医薬食品局審査管理課長・医薬食品局安全対策課長通知「ウシ等由来原材料を使用した医薬品、医療用具等の一部変更承認申請におけるリスク評価等の取扱いについて」（以下「第 0801001 号通知」という。）に基づき、同一原料を使用した複数品目のウシ等由来原料に関し、製造業者、輸入販売業者、外国製造承認取得者の国内管理人（以下「製造業者等」という。）又は当該原料の供給企業者（以下「原料供給企業者」という。）が、製造業者等の一部変更承認申請に先立って提出し、T S E 資料番号を活用することで審査の効率化を図ってきたところです。

平成 17 年 4 月 1 日の薬事法及び採血及び供血あつせん業取締法の一部を改正する法律（平成 14 年法律第 96 号）による改正後の薬事法（昭和 35 年法律第 145 号。以下「改正薬事法」という。）により、原薬等登録原簿（以下「M



F」という。)制度が新たに実施され、MFを承認審査に活用することで審査の効率化等が図られることとなります。今後、当該MFにはTSE資料を登録することができることとし、その取扱いを下記に示しましたので、貴管内関係者への周知をお願いするとともに、適切な指導方お願いします。なお、平成17年4月1日以降、第0801001号通知に基づく新規のTSE資料番号の交付は行わないこととします。

## 記

1. 平成17年4月1日以降にTSE資料をMF登録する場合の取扱いについて
  - ① TSE資料を登録資料としてMF登録申請する場合には独立行政法人医薬品医療機器総合機構(以下「機構」という。)に行くこと。
  - ② MF登録申請及びMFの利用については、平成17年2月10日付薬食審査発第0210004号医薬食品局審査管理課長通知「原薬等登録原簿の利用に関する指針について」を参考にすること。また、承認申請書にMF番号を引用する際には、第0801001号通知の別紙にある記載例を参照すること。
  - ③ MF登録申請書の記載については、別添を参照すること。
2. 平成17年3月31日までにTSE資料番号を取得しているTSE資料の取扱いについて
  - ① 平成17年3月31日までにTSE資料番号を取得している者(以下「TSE資料番号取得者」という。)は、平成17年4月1日以降速やかに、MF登録申請を機構に行くこととするが、添付資料であるTSE資料についてはTSE資料番号の申請時に既に提出されていることから添付する必要はないこと。
  - ② ただし、平成16年7月5日付薬食審査発第0705001号医薬食品局審査管理課長通知「生物由来原料基準の一部改正に伴う米国産のウシ等由来物及びウシ等のせき柱骨等を原材料として製造される医薬品、医療用具等の品質及び安全性確保に係る承認申請等の取扱いについて」に基づく対応を行う必要があるTSE資料番号取得者は、承認取得者の保証のもと、TSE資料番号取得者がTSE資料の変更手続きを行い、当該手続きが終了した後にMF登録申請を行うこと。
  - ③ 承認書においてTSE資料番号の記載があるものについては、薬事法施

行規則等の一部を改正する省令（平成16年厚生労働省令第112号）  
附則第3条に規定する承認書の記載整備の届出を行う際に、上記2. ①  
又は②に基づく申請により交付されたMF登録番号へ変更を行うこと。

④ MF登録申請書の記載については、別添を参照すること。

### 3. その他

TSE資料に関する情報については、当該情報を利用する承認申請者及び承認取得者に開示されるものであること。

別添（TSE 資料登録申請の際の記載方法）

様式第四十二（第七十二条関係）

原薬等登録原簿登録申請書

登録区分 (原薬等の種類)	4 (その他)	
原薬等の名称	▲▲▲▲ (原料又は成分の一般名) △△△△ (販売名)	
製造所の名称	○○○○	
製造所の所在地	○○県○○市○○町○—○	
成分及び分量又は本質	成分名、ウシ等由来原材料動物の原産国、ウシ等由来原材料動物の使用部位を記載	
製造方法	(TSE 資料登録であることから登録事項ではない旨を記載)	
規格及び試験方法	(記載不要)	
安定性に関する情報	(記載不要)	
貯蔵方法及び有効期間	(記載不要)	
安全性に関する情報	「TSE 資料番号交付願い」にある提出資料項目を記載	
製造業の許可区分又は外国製造業者の認定区分	(許可又は認定を取得している場合に記載)	
製造業の許可番号又は外国製造業者の認定番号及び年月日	(許可又は認定を取得している場合に記載)	
原薬等国内管理人	氏名	(必要に応じて記載)
	住所	(必要に応じて記載)
備考	(TSE 資料のMF 登録申請である旨を記載) (MF 登録申請に係る担当者名、所属及び連絡先を記載) (TSE 資料番号を取得している場合はその番号を記載)	

上記により、原薬等登録原簿の登録を申請します。

年 月 日

住所 (法人にあっては、主たる事務所の所在地)

氏名 (法人にあっては、名称及び代表者の氏名)

印

独立行政法人医薬品医療機器総合機構理事長 殿